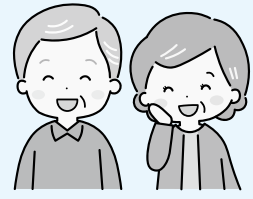


6月中旬に決定通知書を郵送

## 65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、本人や世帯の課税状況、前年の所得などにより決定します。  
6月中旬に決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

詳しくは、[千葉市 介護保険料](#)

## 年金からの天引きによる支払い

年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方が対象です。年6回、年金受給日に天引きされます。

## 納付書・口座振替による支払い

年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方や、転入したばかりの方などが対象です。原則、6月～来年3月の末日が納期限（年10回）です。

## 納付書

決定通知書と併せて納付書を郵送しますので、金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。スマートフォン決済も可能です。詳しくは、[千葉市 介護保険料 スマートフォン決済](#)

## 便利な口座振替をご利用ください

納期限の日に指定の口座から引き落とされます。ホームページ（【右記】コード）または金融機関、お住まいの区の高齢障害支援課介護保険室でお申し込みください。



区の窓口でのお申し込みの際は、キャッシュカードを持参してください。決定通知書に同封の専用はがきからの申し込みも可能です。

口座振替の開始時期は、手続き完了後、はがきでお知らせします。

## 保険料の減免制度

保険料段階が第2・3段階で、所得の低い方や、災害その他特別な事情により収入が著しく減少した方などは、申請により介護保険料が減免されます。

詳しくは、お住まいの区の高齢障害支援課介護保険室へご相談ください。

## 保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室

中央 ☎221-2198 FAX221-2602 花見川 ☎275-6401 FAX275-6317 稲毛 ☎284-6242 FAX284-6193  
若葉 ☎233-8264 FAX233-8251 緑 ☎292-9491 FAX292-8276 美浜 ☎270-4073 FAX270-3281

## 2026年度（令和8年度）の介護保険料

本人や世帯の状況、前年の所得などにより13段階に区分し、決定します。

保険料段階	対象	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方など	21,546円
第2段階	本人が市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税の方	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が82.65万円以下の方など
第3段階		本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が82.65万円を超えて120万円以下の方など
第4段階		上記以外の方、転入などにより世帯状況などが把握できない方など
第5段階	本人が市民税課税 同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が82.65万円以下の方など
第6段階		上記以外の方
第7段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が80万円未満の方など
第8段階		本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方など
第9段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方など
第10段階		本人の「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方など
第11段階		本人の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方など
第12段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方など
第13段階		本人の「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方など
	本人の「合計所得金額」が900万円以上の方	204,120円

\*第1・2段階、第4・5段階を区分するしきい値について、2025年（令和7年）の老齢基礎年金（満額）の支給額に合わせて、2026年度（令和8年度）に基準が80.9万円から82.65万円に変更されました。

子育て・新婚世帯、パートナーシップ宣誓をしたカップルが対象

## 住宅団地への転居費用を補助します

市内の高経年住宅団地へ転居する子育て世帯などに、必要な費用の一部を助成します。

## 対象者

- 小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む）がいる世帯
- 2026年1月1日以降に婚姻届が受理された世帯
- 2026年1月1日以降にパートナーシップ宣誓をしたカップル

**対象費用** 4月1日(水)～来年2月28日(日)\*に支払った、市内の高経年住宅団地への転居にかかった住居費、引っ越し費用、リフォーム費用  
**補助額** 最大30万円（②③は夫婦またはカップルの双方が29歳以下の場合、最大60万円）

**申請方法** 申請書（ホームページから印刷。住宅政策課でも配布）と必要書類を、〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ来年2月26日(金)\*までに持参または郵送（来年2月28日(日)\*消印有効）。予算に達し次第終了。

\*②に該当し、世帯の所得が500万円未満の場合は、来年3月31日(水)まで

補助金の対象となる高経年住宅団地やその他の要件など詳しくは、

千葉市 団地住替え支援

問住宅政策課 ☎245-5849 FAX245-5887

## 特殊詐欺対策アプリで詐欺電話をブロック！

電話de詐欺（ニセ警察詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺）では、犯人がさまざまな人を装って巧妙な手口で電話をします。警察庁推奨の特殊詐欺対策アプリをダウンロードして、電話de詐欺に備えましょう。

詳しくは、[警察庁推奨アプリ](#)

- 主な機能**
- 電話de詐欺などの犯行に利用された番号の発着信ブロック・警告
  - 国際電話番号の発着信一括ブロック・警告（Androidのみ）
  - 警察庁からの電話de詐欺防犯情報のお知らせ

**入手方法** 前記ホームページから

## 電話de詐欺に対して日頃から対策を！

電話で家族構成を聞かれても答えない、自宅に多額の現金を保管しない、固定電話は国際電話着信ブロックの申請を行い、常に留守番電話設定するなど、アプリ以外でも電話de詐欺の対策を行いましょう。

不審な電話があった場合は、すぐに警察に相談しましょう。

問県警察本部生活安全総務課 ☎201-0110

地域安全課 ☎245-5264 FAX245-5155